

日本歌唱芸術協会 会則

第 1 条

名 称

日本歌唱芸術協会。本部を沖縄とする。広報の場合は、適時において『日本歌唱芸術協会』もしくは『日本歌唱芸術協会(本部:沖縄)』と記す。※以降、本協会と記す。

第 2 条 理念および目的

理念 歌唱芸術において、専門家と愛好家が共に集い、平和を運んでくる音楽の力を信じて、共に研修することにより、人類、社会の平和と発展に貢献すること。

目的 声楽家、歌唱愛好家、琉球芸能・邦楽の歌手、ミュージカル・アーティスト、歌唱芸術演奏共演者（ピアニスト、器楽奏者）、作曲家、歌唱芸術関連者（舞台スタッフ、企画制作者）、音声生理学者、医師、声楽発声トレーニングに関心のある人、歌唱芸術演奏に研究可能性を見る多様な分野の研究者と共に、歌唱芸術の演奏研究・演奏実践の展開、同時に歌唱芸術演奏家などの研究論文作成、学生・若手演奏家を支援し、歌唱芸術を通して人と人、地域と地域、研究と研究を繋げる活動を展開することを、目的とする。

第 3 条 事業

本協会の事業は、毎年4月 1 日から翌年3月 31 日に実行することとし、前条の理念および目的を達成するために次の事業をおこなう。

- ・総会
- ・例会 歌唱基礎知識学習と実践
会員の参加は無料。非会員は一般 1500 円(学生 1000 円)とする。
 - 1.発声基礎学習:発声のメカニズム
 - 2.歌唱準備トレーニング・ワークショップ
 - 3.公開レッスン(合唱、独唱)
 - 4.声楽家のミニ・コンサート
- ・研修演奏会 国内外の講師招聘による講習会、マスタークラス等、演奏会の開催。
- ・歌の集い in 沖縄 声楽愛好家会員のための演奏会。日頃の練習の成果を本格的コンサートホールで発表。
- ・創立記念・定期演奏会(オペラ公演、演奏会)
- ・会報及び研究誌発刊(会報は年に 2 回、研究誌は年に 1 回の発行)
- ・その他、前条の目的を達成するために必要と認める事業。

第 4 条 会 員

本協会は正会員、学生会員、臨時会員、賛助会員をもって組織し、その資格国籍の如何を問わず本協会の理念および目的に賛同するものとする。

- 1.正会員は、所定の手続きを経て、本協会に登録されたものとする。
- 2.学生会員は、学部生、および大学院修士・博士課程学生で所定の手続きを経て、本協会に登録されたものとする。
- 3.臨時会員は、臨時に、例会、研修会、演奏会などに出席し意見を述べるができる。
- 4.賛助会員は、本協会の理念および目的に賛同する個人、法人などとし、所定の手続きを経て、本協会に登録されたものとする。

第 5 条 正会員および学生会員の権限

会員は、例会、研修演奏会、歌の集い in 沖縄、創立記念・定期演奏会、会報・研究誌、等、本協会主催の催しに参加資格を有す。

第 6 条 正会員および学生会員の入会手続き

正会員および学生会員として入会を希望するものは、入会金と年会費を添えて申し込むものとする。ただし入会の可否は本協会理事会がこれを審査し決定する。また再入会を希望するものもこれに準ずる。

第 7 条 会費

会員は、毎年度4月 1 日～翌年 3 月 31 日における年会費を納入することとする。前納とする。年会費および入会金については細則で定める。

第 8 条 退会および除名

- 1.退会を希望する者は本協会事務局に届け出るものとする。在籍年までの会費を納めることとする。
- 2.会員が死亡したとき、または引続き2年以上会費を滞納したときは会員の資格を失う。
- 3.本協会の理念および目的に反して本協会の運営を妨げたもの、本協会の名誉を損なう行為、品位を傷つける行為などのあったものは、理事会の決議によって除名されることがある。

第 9 条 運営体制

1. 本協会は最初人数7名の理事をおき、理事会審議と決議により、運営を執行する。
2. 本協会は理事の中から合議により代表1名を選出し、代表は本協会の会務を掌握する。
3. 本協会は代表の推薦により代表補佐(公式には代表と記す)をおくことができ、理事会の承認により決定される。
- 4.本協会は副代表(事務局長兼任)をおく。代表は理事の中から副代表(事務局長兼任)を推薦し、理事会の承認により決定される。代表の推薦により事務局次長をおくことができる。
- 5.代表補佐および副代表(事務局長を兼ねる)は代表を補佐し、代表に事故ある時、その職務を代行する。
- 6.本協会は4名の幹事をおく。幹事は会員の中から理事の推薦により理事会の承認により決定され、理事会の指示によって会務の執行を行う。その際、代表は幹事長を1名指名し理事会で決定する。
- 7.本協会は会計監査員を2名おく。
- 8.本協会は代表の推薦により顧問、相談役、名誉理事をおくことができる。これらの人事は、理事会の承認により決定される。
- 9.代表理事は理事会の議を経て所定の問題に関する諮問委員会を設置することができる。

第 10 条 理事会

- 1.理事会は代表の招集により、これを開く。
- 2.理事会においては代表が議長となり、本会の一切の事項についての企画、審議、運営を行う。
- 3.理事会は理事現在数の 3 分の 2 以上出席(委任を含む)しなければ、会議を開き決議することはできない。

第 11 条 理事、幹事の任期

1. 理事、幹事の任期は 1 期3年とし、再任を妨げない。
2. 補欠または増員により選任された理事および幹事の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 理事、幹事は任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
4. 理事は3年毎の任期満了時の理事会において、職務続行妥当の可否についての評価を受ける。可の評価および本人の承諾を条件に職務続行となる。代表もこれに倣う。幹事についても同じく執行される。総会で報告する

第 12 条 総会

1. 総会は、年 1 回、代表理事が理事会の議を経て、これを招集し、事業報告、会計報告、および本協会の活動に関する報告を行い、本協会会員の承認を得る。
2. 総会は、代表もしくは代表の指名による理事を議長とする。ただし、総会に参加することのできるのは、正会員および学生会員のみとする。
3. 出席者の半数以上をもって、承認とする。
4. 総会は、上記1. の報告内容が本協会理念に基づく内容であるかの是非、本協会の運営強化に資する意見交換を行い、会員同士の相互理解を深める場であると位置づける。
5. 総会内容記録は、会報3月号において全会員に通知し、情報共有することとする。
6. 総会は、代表が必要と認めたときは理事会の議決を経て、臨時総会を招集することができる。
7. 総会は、災害等で対面での執行不能の場合など、文書による形態を認めることとする。

第 13 条 本会の経費

本協会の経費は、入会金、会費、寄付金、事業にともなう収入、その他の収入をもって、当てる。

第 14 条 会計年度、予算および決算

1. 本協会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日まで とする。
2. 予算および決算は理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

第 15 条 会則の改正

本会則を改正するには、理事会の議決を経て、総会で出席者過半数の承認を得なければならない。

第 16 条 『繋がり』

本協会においては、沖縄以外の地域の歌唱芸術研究を目的とする集まりとの相互交流による研究向上を目指す枠組みとしての『繋がり』を実施することとする。

[細 則]

細則1. 事務局

2024年1月現在 本協会の本部/事務局を：〒903-0815 沖縄県首里金城町 1-43-502 『日本歌唱芸術協会-沖縄』(西條智之 事務局長 気付)におく。E メールアドレス:jsaa.okinawa@gmail.com

細則2. 例会、研修演奏会、歌の集い in 沖縄、創立記念・定期演奏会(オペラ、コンサート)の内容

イ.『例会』は年に1回の開催とする。目的は歌唱発声基礎知識の獲得、内容は発声のメカニズム(音声生理学)、歌唱準備基礎トレーニング(ワークショップ)、公開レッスン(合唱、独唱)、声楽家ミニ・コンサート等。

参加料 会員:無料 非会員:一般 1500 円(学生 1000 円)

ロ.『研修演奏会』は年に1回の開催とする。目的は、世界水準の歌唱芸術体験、内容は国内外からトップの講師を招聘し、公開レッスン・公開講座・演奏会などを開催する。参加料はその都度の設定とする。

ハ.『歌の集い in 沖縄』は愛好家会員のための演奏会。年に1回開催し、日頃の研鑽の成果をプロフェッショナルなピアニストによる伴奏により、本格的コンサートホールで発表する。その際、専門家会員をゲスト歌手に招聘し、出演者は歌唱アドバイスを受けることができる。

ニ.『創立記念・定期演奏会』(オペラ、コンサート)は、オーケストラはじめ器楽との歌唱芸術研鑽の場とする。参加料はその都度の設定とする。

細則3. 『会報』および研究誌『日本歌唱芸術研究』の発行

イ.『会報』は、年に2回の発行。3月号、9月号、とする。

・目的は、専門家会員の研修体験および愛好家会員の歌に関わる思い出などを共有することで、各会員が自らの成長の糧とすることを旨とするものであり、専門家会員寄稿文の他に、愛好家会員の寄稿文掲載のための《歌・言葉の集い》枠を設け、言葉での交流を深める。

・内容は、理事会からの会員への通信、及び、会員の歌唱体験をテーマとした寄稿文の掲載とする。

・寄稿文は次の2枠で構成される。一つは、愛好家会員の歌唱時の思い出および工夫などの体験を主な内容とするもので400字程度の枠『歌・言葉の集い』であり、もう一つは専門家会員の音楽家研修・演奏体験を主な内容とするもので5000字以内の枠とする。

・可能な場合は、関連の写真を1枚添付する。

・電子データにて提出するものとする。

・提出期日は、毎年度、3月号は1月31日、9月号は7月31日とする。

・本協会編集部門および理事会において本協会の品位を傷つけるものと判断した場合は掲載を見送ることがある。

・提出後、本編集部門と著者双方による校正をおこなう場合がある。

・提出先:本協会ホームページの会員専用窓口

・問合せ先:jsaa.okinawa@gmail.com

ロ.研究誌『歌唱芸術研究』は、年に1回、5月の発刊とする。手順は、下記、募集要領を確認の上、応募用紙を提出して論文投稿を申込み、本協会編集部門からの執筆依頼を受けて論文投稿をおこなうこととする。[募集要領] 次の①～⑤を A4用紙1枚以内に記入した応募用紙(任意)を事務局まで、メール添付送信し、論文投稿を申し込む。① 氏名 ② 所属・身分 ③ 住所・電話番号・携帯電話番号・E メールアドレス ④ 論文名(仮題でも可) ⑤ 内容概略(800字まで) ⑥ 本文使用言語(日本語、英語、独語、仏語、伊語より選択)

- ・毎年度、11月30日正午までに応募用紙を事務局に添付送信する。応募受け付け後に、受信確認メールを事務局より返送する。毎年度12月2日までに未着の際は事務局まで問合わせのほど。・執筆者の選考には当編集部門があたり、毎年度12月第四金曜日までに原稿執筆のお願いをメールにて事務局より連絡する。その際、論文書式を送信する。
- ・原稿執筆依頼を受けて、下記の論文投稿要領を確認の上、投稿する。
- ・提出先:本協会ホームページの会員専用窓口 ・問合せ先:jsaa.okinawa@gmail.com
- ・電子データにて提出するものとする。
- ・提出期日は、毎年度3月31日。
- ・本協会編集部門および理事会において本協会の品位を傷つけるものと判断した場合は掲載を見送ることがある。
- ・査読は、本協会編集部門委員がおこない研究誌への掲載の可否および投稿発表の種類は本編集部門委員および理事会で審議し決定する。査読者に、投稿原稿テーマの専門家、外部有識者を加える場合がある。
- ・論文執筆の種類 1.研究論文 2.資料論文/翻訳/研究報告 3.実践報告 4.研究動向 5.書評 6.反論 ・本研究誌の書式にて投稿し、文字フォント数:10.5 ・字体:MS 明朝体、とする ・各ページに通し番号を付ける

1. 研究論文(original paper)

- ・歌唱芸術に関する学術的研究で、研究論文の体裁にふさわしい内容とする
- ・図、楽譜、表等は明瞭なものとする
- ・日本語の要旨は 400 字程度、英語の要旨 200 語程度
- ・本文 20000 字以内、通し番号を付ける

2. 資料論文/翻訳/研究報告など(Reference Material treatises/ Translation /research report, etc.)

- ・研究論文としての体裁はとらないが、学会誌にふさわしい内容とする
- ・図、楽譜、表等は明瞭なものとする ・日本語の要旨は 400 字程度、英語の要旨 200 語程度
- ・本文 20000 字以内、各ページに通し番号を付ける ・海外の研究者・学者・演奏家の芸術作品等についての邦語訳等の翻訳等資料論文

3. 実践報告(practice report)

- ・演奏に関わる実践内容とする
- ・図、楽譜、表等は明瞭なものとする
- ・本文 12000 字以内、各ページに通し番号を付ける ・日本語の要旨は 400 字程度、英語の要旨 200 語程度 ・12000 字以内

4. 研究動向(overview)

- ・国内外の近年の研究を展望したもの
- ・1000 字以内 5. 書評(critical review)
- ・新刊の図書および視聴覚資料(過去 5 年以内に刊行されたもの)を対象とする批評とする
- ・1000 字以内、各ページに通し番号を付ける

細則4.入会申請

- ・入会申請書は本協会のホームページよりダウンロードできることとする。
- ・『入会申請書』の全項目に記入いただくこととする。事務局にメール添付での入会申込の場合も、全ての記入が成されていない場合は事務局より、再提出をお願いすることとする。
- ・新入会員は事務局から理事会了承が通知されて1か月以内に入会費と年会費を本協会口座に振込むこととする。

細則5. 年会費、入会金、他

イ.年会費は次の通りとする。正会員 3,000円 学生会員/博士課程まで 1,000円

ロ.入会金は一律2,000円とし、入会時に1回、納入する。

ハ.会費は前納とする。3月31日までに振込んでいただくこととする。

振込先: ゆうちょ銀行 記号 17030 番号 20664491 なまえ: ニホンカシヨウゲイジュツキョウカイ

ニ.賛助会員は年会費を1口1万円納入する。本協会主催の全催しに参加する資格を有す。会報(年2回発行)にお名前を掲載する。

細則6. 臨時会費

『例会』参加は会員無料、非会員は1,500円(学生500円)の臨時会費を支払うこととする。

細則7. 入場料の設定

イ.『歌の集い in 沖縄』の出演者はチケット8枚のノルマ(1500円×8=12000円)とする。入場料は会員、非会員共に1500円一律とする。

ロ.『研修演奏会』『創立記念・定期演奏会(オペラ。コンサート)』その他、本協会主催の催しについては、その都度の経費を指針に入場料金を理事会で決定し、その際、会員には割引価格を設定することとする。

ハ.顧問、相談役、名誉理事は会費納入義務を免除することとする。

細則7. 会計

会計は代表と事務局長(副代表)が管理し、代表は適時の理事会において金銭の出納情報を全理事と共有する。手順は次の①～⑤とする。

①会計業務は理事会決議による年度予算計画に従って執行される。代表は必要に応じて新規の執行計画を理事会にはかり、理事会決議により執行する。

②本協会の通帳と印鑑は代表が預かり事務局長と共に各事項を確認し両者で出納の実務を行う。

③出納は請求書及び領収書に依り執行し、その都度通帳記帳を行う。

④上記②③の通帳・請求書・領収書などを通帳記帳ページと共に、代表は各定期活動毎、また適時、理事会で示す。

⑤年度末に、会計監査員2名による会計監査を行い、結果を代表が受取り、理事会において監査を行う。

以上。